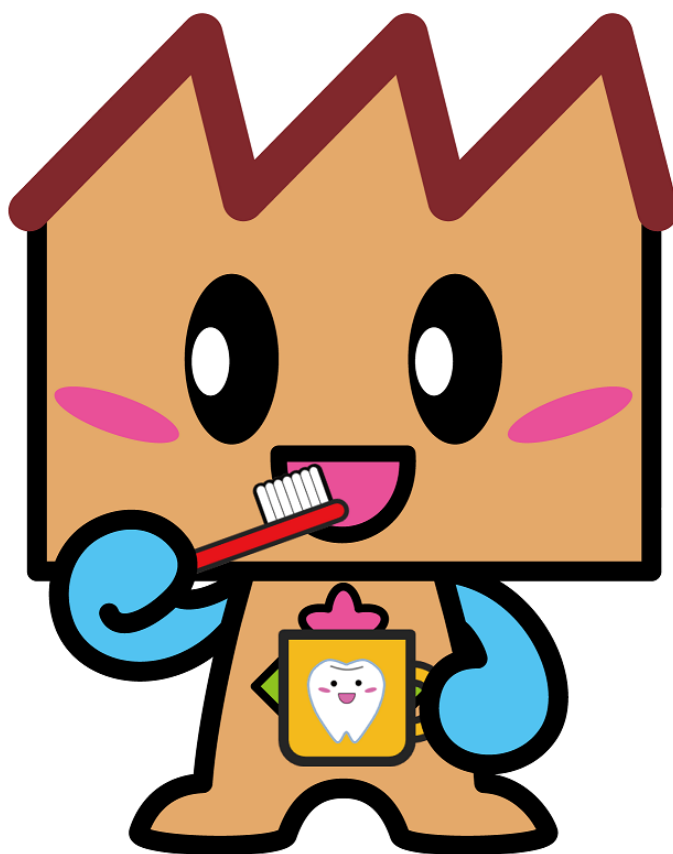


桐生市歯科口腔保健推進計画



桐生市マスコットキャラクター“キノピー”

平成29年3月

桐 生 市

目 次

第1章 「歯科口腔保健推進計画」の概要

1	計画の趣旨	1
2	計画の目指すもの	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の期間	1

第2章 桐生市の歯科口腔保健施策の現状と課題及び取り組むべき施策

1	歯科口腔疾患の予防及び生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持向上に関する施策の推進（年代ごとの特性等を踏まえて）	
(1)	胎生期	2
(2)	乳幼児期（出生～5歳）	3
(3)	学齢期（6歳～19歳）	5
(4)	成人期（20歳～64歳）	7
(5)	高齢期（65歳～）	13
2	定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進	
(1)	障害児（者）	16
(2)	要介護高齢者	17
3	歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	
(1)	人材の確保と育成	19
(2)	医療連携による歯科口腔疾患対策	20

第3章 計画の推進と進行管理及び評価

1	計画の推進体制	21
(1)	桐生市健康づくり推進協議会	21
(2)	桐生市歯科口腔保健委員会	21
(3)	関係機関・団体との連携	21
2	計画の評価	21

参考資料	22
桐生市歯科口腔保健の推進に関する条例	23
桐生市歯科口腔保健委員会設置要綱	27
桐生市歯科口腔保健委員会委員名簿	29
作成経過	30

第1章 「歯科口腔保健推進計画」の概要

1 計画の趣旨

桐生市では、桐生市健康増進計画「元気織りなす桐生21」によって、生涯を通じた歯科口腔保健を推進していますが、平成27年10月に「桐生市歯科口腔保健の推進に関する条例」が施行され、この条例に基づき基本的な計画を定めることになりました。歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「桐生市歯科口腔保健推進計画」を策定します。

2 計画の目指すもの

歯とお口の健康を保つことは、私たちがいつまでも健康で元気な生活を続けていく上でとても重要な要素です。

この計画を策定し、歯科口腔保健施策を総合的かつ計画的に実施することによって市民の歯とお口に関する健康格差をなくし、生涯にわたって健康で質の高い生活を確保することを目指します。

3 計画の位置づけ

この計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び平成27年10月に施行された「桐生市歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき策定する歯科口腔保健施策に関する基本計画であり、桐生市健康増進計画「元気織りなす桐生21（第2次）」の個別基本計画です。

また、本市の「次世代育成支援行動計画」「高齢者保健福祉計画」「桐生市障害者計画」と調和したものとします。

4 計画の期間

この計画は、平成29年度から平成34年度までとし、目標年度を桐生市健康増進計画「元気織りなす桐生21（第2次）」にあわせ平成34年度とします。

第2章 桐生市の歯科口腔保健施策の現状と課題及び取り組むべき施策

1 歯科口腔疾患の予防及び生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持向上に関する施策の推進（年齢ごとの特性を踏まえて）

（1）胎生期

現状と課題

胎生期は乳歯及び永久歯の形成期です。妊娠期の生活環境は、子どものお口や歯の形成に影響を与えます。

また、妊娠中は歯周病やう歯などの問題が起きやすい時期です。歯周病は早期低体重児出産との関連が明らかになってきており、妊娠期の歯科検診や歯科保健指導を推進していく必要があります。

目指す姿（目標）

妊娠期からの健全なお口の基礎づくりをします

指標と目標値

目標指標	現状	目標 34年度
妊娠中に歯科検診または歯科保健指導を受けた人の割合	未把握	把握・増加

取組

【市民（妊産婦）のみなさんが取り組むこと】

- ① 日頃から規則正しくバランスの良い食生活を心がけます。
- ② 毎食後の正しい歯みがき習慣を身につけ実践します。
- ③ 定期的に歯科検診や歯科保健指導を受け、歯科疾患の予防に取り組みます。

【市が取り組むこと】

- ① 妊娠届出時に、食生活と歯科保健に関するパンフレットを配付し、知識の普及啓発に努めます。また、歯周病と早期低体重児出産との関連をふまえて、歯科検診を勧めます。
- ② ママ&パパ教室にて、栄養指導、調理実習、歯科検診及び歯科保健指導を実施します。

【歯科医療等業務従事者が取り組むこと】

- ① かかりつけ歯科医として、歯科検診や歯科保健指導を行い、歯科口腔保健の向上に努めます。
- ② 歯とお口の健康管理が全身の健康に影響することについて、知識の普及啓発に努めます。

【保健医療福祉関係者が取り組むこと】

- ① 妊娠期の歯とお口の健康管理の重要性について、知識の普及啓発に努め、必要に応じて歯科医療機関の受診を勧めます。
- ② 妊娠期から、食生活をはじめとする望ましい生活習慣形成のための必要な情報提供を行います。

(2) 乳幼児期（出生～5歳）

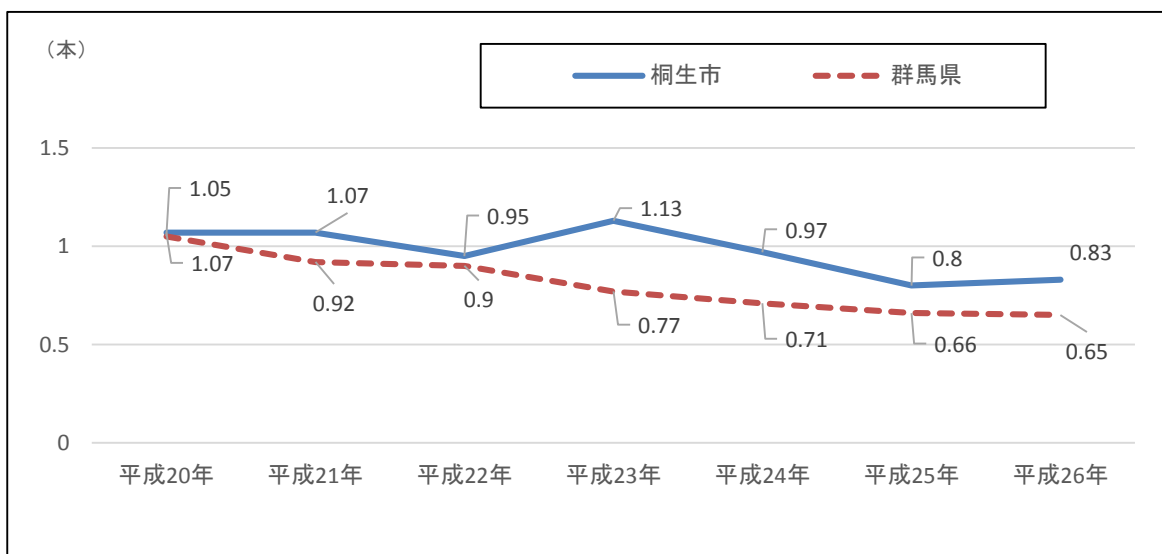
現状と課題

乳歯は、生後6か月頃から生えはじめ3歳までに生えそろういます。乳歯のう歯予防のため、適切な授乳方法や規則的な食習慣が大切です。

3歳児の一人平均う歯本数は県の数値を上回っており、さらなるう歯予防対策が必要です。

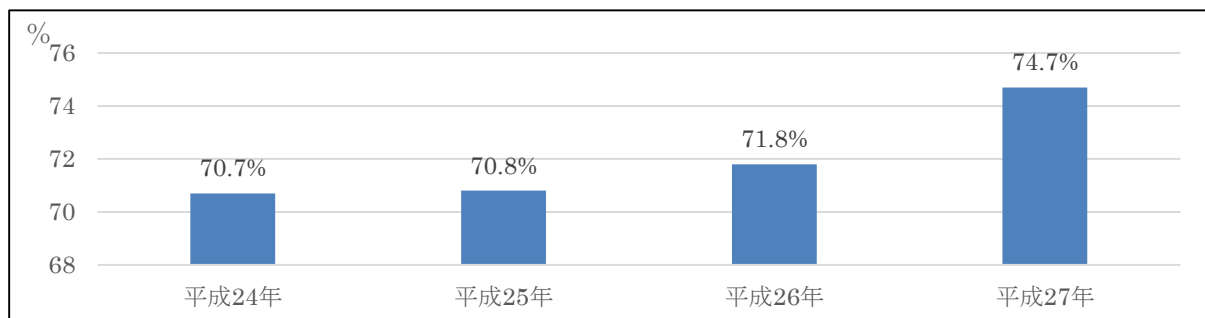
また、1歳6か月児でおやつ時間を決めている児は74.7%、決めていない児は25.3%、3歳児で間食として甘い物を3回以上飲食する習慣のない児は74.7%、習慣のある児は25.3%となっており、食習慣についての課題への対応が必要です。

図 3歳児健康診査受診結果（一人平均う歯本数）



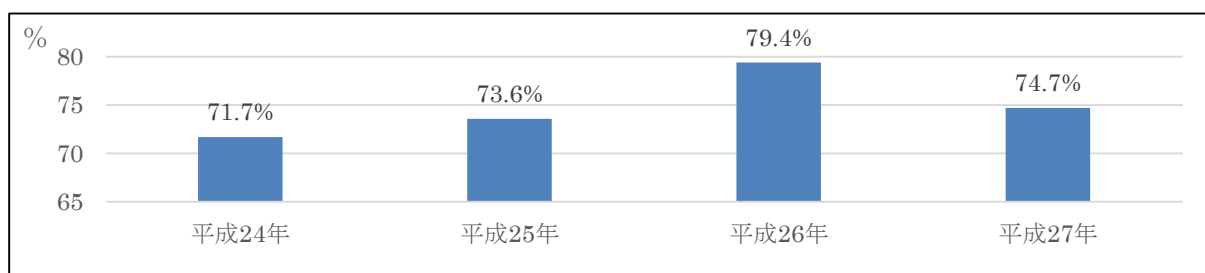
資料：桐生市健康づくり課

図 おやつを決める1歳6か月児の割合



資料：桐生市健康づくり課

図 間食として甘いものを1日3回以上飲食する習慣のない3歳児の割合



資料：桐生市健康づくり課

目指す姿（目標）

よく食べ、よく噛み、健全なお口を育てます

指標と目標値

目標指標	現状	目標 34年度
3歳でう歯のない児の割合	78.5%	85.0%
おやつを決める1歳6か月児の割合	74.7%	80.0%
間食として甘いものを1日3回以上飲食する習慣がない3歳児の割合	74.7%	85.0%

取組

【市民（保護者等）のみなさんが取り組むこと】

- ① 日頃から、家族ぐるみで規則正しい生活リズムや食生活、正しい歯みがき習慣などの健康づくりに取り組みます。
- ② かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診や歯科保健指導、フッ化物歯面塗布などの予防処置を受けるように心がけます。
- ③ フッ化物の応用など、効果的なう歯予防を実施します。

【市が取り組むこと】

- ① 7か月児健康診査や1歳児かみかみ教室にて、歯科保健指導を実施します。
- ② 1歳6か月児健康診査や2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査にて、フッ化物歯面塗布と歯みがき指導を行います。
- ③ 乳幼児健康診査にて、間食指導や食育の充実を図り、乳歯のう歯予防や健全な口腔機能の発育を支援します。
- ④ 保育園・幼稚園等にて、親子を対象にむし歯予防教室を実施します。
- ⑤ 親と子のよい歯のコンクールを開催し、市民の歯科保健への意識を高めることに努めます。
- ⑥ フッ化物の応用など、効果的なる歯予防の方法について普及啓発を推進します。

【教育保育関係者が取り組むこと】

- ① 保育園・幼稚園等で、市と協力して「むし歯予防教室」を実施します。
- ② 保育園・幼稚園等で、昼食後の歯みがきを行います。
- ③ 保育園・幼稚園等で、保護者に対してう歯予防のための情報提供に努めるとともに、歯科検診などにより幼児の歯とお口の状態を把握し、必要に応じて歯科医療機関の受診を勧めます。
- ④ 希望者がフッ化物洗口を実施できる体制を研究していきます。

【歯科医療等業務従事者が取り組むこと】

- ① かかりつけ歯科医として、定期的な歯科検診や歯科保健指導、必要に応じてフッ化物の応用を実施し、歯科口腔保健の向上に努めます。
- ② 健全な口腔機能の獲得と育成のために、食育を支援し、食べ方の指導に努めます。
- ③ 市や保育園・幼稚園等が実施する歯科口腔保健に関する取組に対しての支援を行います。
- ④ 保育園・幼稚園等や家庭におけるフッ化物洗口の実施について、専門的立場から指導を行います。

【保健医療福祉関係者が取り組むこと】

- ① 歯科口腔の健康管理が全身の健康に影響することについて情報提供し、必要に応じて歯科医療機関の受診を勧めます。
- ② 乳幼児とその保護者に対して、噛むことの大切さや望ましい食生活を形成するための知識の普及啓発を推進します。

(3) 学齢期（6歳～19歳）

現状と課題

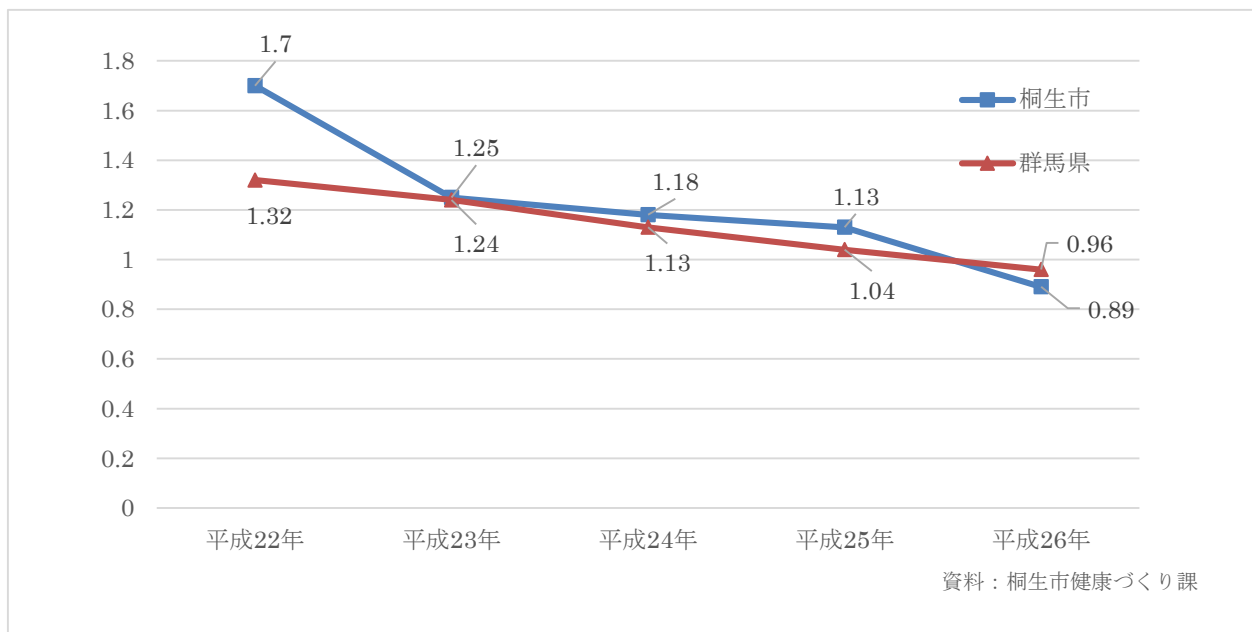
乳歯から永久歯に生えかわり、噛み合わせや口腔機能が完成する時期で、一時的に乳歯と永久歯が混合し歯並びが悪くなる時期でもあります。また、自分で甘い食べ物や飲み物などを選んで摂取することも可能になるなど、児童生徒自身の生活習慣がう歯の増加などに影響しやすくなります。歯やお口の健康について学習し、規則正しい食習慣や歯みがき習慣を自ら身につけることが必要な時期です。この時期の指標のひとつである12

歳児の一人平均う歯数は、平成26年度では0.89で減少傾向にあり、群馬県全体を下回りました。今後もより減少していくように引き続き対策が必要です。

幼児期においては、検診の場で希望者にフッ化物の歯面塗布を実施し、う歯予防方法のひとつとして意識付けを行っていますが、この時期においても引き続き年齢にあった方法でフッ化物を応用していくことがう歯予防に効果的です。

また、この時期は活発にスポーツを行う者も多くおり、外傷などにより歯の喪失のリスクが高まります。予防としてマウスガードの使用が必要です。

図 12 歳児一人平均う歯本数



目指す姿（目標）

正しい知識を学び、自ら歯とお口の健康づくりに取り組める能力を身につけます

指標と目標値

目標指標	現状	目標 34年度
12歳児の一人平均う歯数	0.89本	減少
歯肉の状態が専門医による診断が必要と判定された中学生の割合	3.9%	減少
フッ化物洗口を行う児童生徒数	未把握	把握・増加

取組

【市民のみなさんが取り組むこと】

- ① よく噛んで食べる習慣を身につけます。
- ② 正しい歯みがき方法、習慣を身につけます。
- ③ 自分できれいにみがけるようになる(小学3年生頃)まで、仕上げみがきを行います。
- ④ フッ化物の応用など、効果的なう歯予防を実施します。
- ⑤ かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科検診や歯科保健指導、予防処置(希望によりフッ化物歯面塗布やマウスガードなど)を受けます。
- ⑥ 学校などにおける歯科検診の結果に基づき、児童生徒に必要な治療などを受けさせます。
- ⑦ 甘い食べ物や飲み物の摂りすぎに注意します。
- ⑧ 食習慣をはじめ、規則正しい生活習慣を心がけます。

【市が取り組むこと】

- ① 歯みがき指導など歯とお口の健康づくりについての正しい知識の普及啓発を推進します。
- ② フッ化物の応用など、効果的なう歯予防の方法について普及啓発を推進します。
- ③ 食育を通して、間食の選び方やよく噛んで食べる習慣を身につけるための取組を推進します。

【教育関係者が取り組むこと】

- ① 学校での歯科検診を実施します。
- ② 歯科検診の結果に基づき、児童生徒が必要な治療などを受けるように受診指導を行います。
- ③ 歯みがき指導など、歯の健康に関する健康教育を推進します。
- ④ 給食後の歯みがきを推進します。
- ⑤ 希望者がフッ化物洗口を実施できる体制を研究していきます。

【歯科医療等業務従事者が取り組むこと】

- ① 歯とお口の健康づくりについて市や市民、関係団体に専門的立場から助言や指導を行います。
- ② 学校歯科医として児童生徒の健全な歯とお口の健康づくりに取り組みます。
- ③ 学校や家庭におけるフッ化物洗口の実施について専門的立場から指導を行います。

【関係団体が取り組むこと】

- ① 関係団体間で連携して、歯とお口の健康づくりについての正しい知識の普及啓発を推進します。

(4) 成人期(20歳～64歳)

現状と課題

成人期は、う歯や歯周病などにより口腔機能の低下を起こしやすい時期です。平成28年度歯とお口に関するアンケートの結果(以下「アンケート結果」とする)においても、

歯やお口の状態について満足している人は30%に満たず、何らかの不自由や苦痛を感じている人が多いことが分かります。不自由や苦痛についての最も多い症状は、「食べ物が歯にはさまる」で54.4%でした。続いて「歯や歯並びなどの外観が気になる」が26.1%、「口臭がある」が23.3%、「痛む、しみる」が22.7%でした。この年代に増加する歯周病は、痛みなどの症状を伴うことが少なく、加齢とともに慢性的に進行するため、症状が出てから受診したのでは遅く、歯を失う原因になります。

医療の状況として、桐生市国民健康保険の疾病分類統計では、う歯の受診率は年々減少傾向にあります。また、「歯肉炎および歯周疾患」の受診率は増加傾向にあります。また、桐生市の歯周病検診の受診率は上昇傾向にあるものの県全体に比べて低い状況が続いています。

アンケートの結果では、この1年間に歯科検診を受けた人は53.3%で、検診を受けた形態としては個人的に歯科医療機関で受けた人が88.1%でした。また、1日の歯みがきの回数は、2回の人最も多く46.3%で、次いで3回以上の人34.2%、歯をみがくタイミングとしては、朝食後が64.1%で最も多く、次いで就寝前が55.1%となっています。

これらの現状から、成人期の歯科口腔保健に関する意識の向上が課題となっています。特に、歯やお口の健康づくりは、毎日の歯みがきなどによる適切な自己管理と定期的な検診と専門的ケアが必要です。定期的に検診を受ける人を増やすことと、歯みがきの実施率を上げることは、う歯や歯周病予防にとって重要な課題といえます。

また、歯とお口の健康には、心疾患や糖尿病などの全身の健康、生活習慣との密接な関係性が明らかになっています。喫煙率は減少傾向にあります。アンケート結果では糖尿病や喫煙による歯周病への悪影響を知っている人は半数に満たない状況にあり、歯とお口の健康という観点からも生活習慣病の予防が重要になります。

図 歯やお口の状態についての満足状況

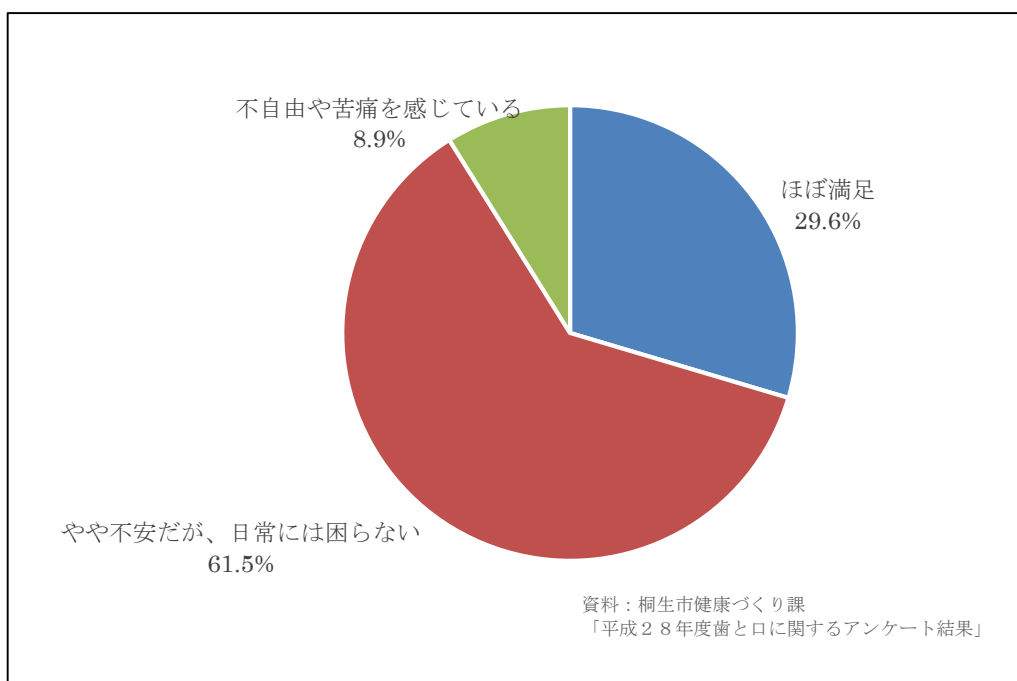


図 歯やお口の状態についての満足状況

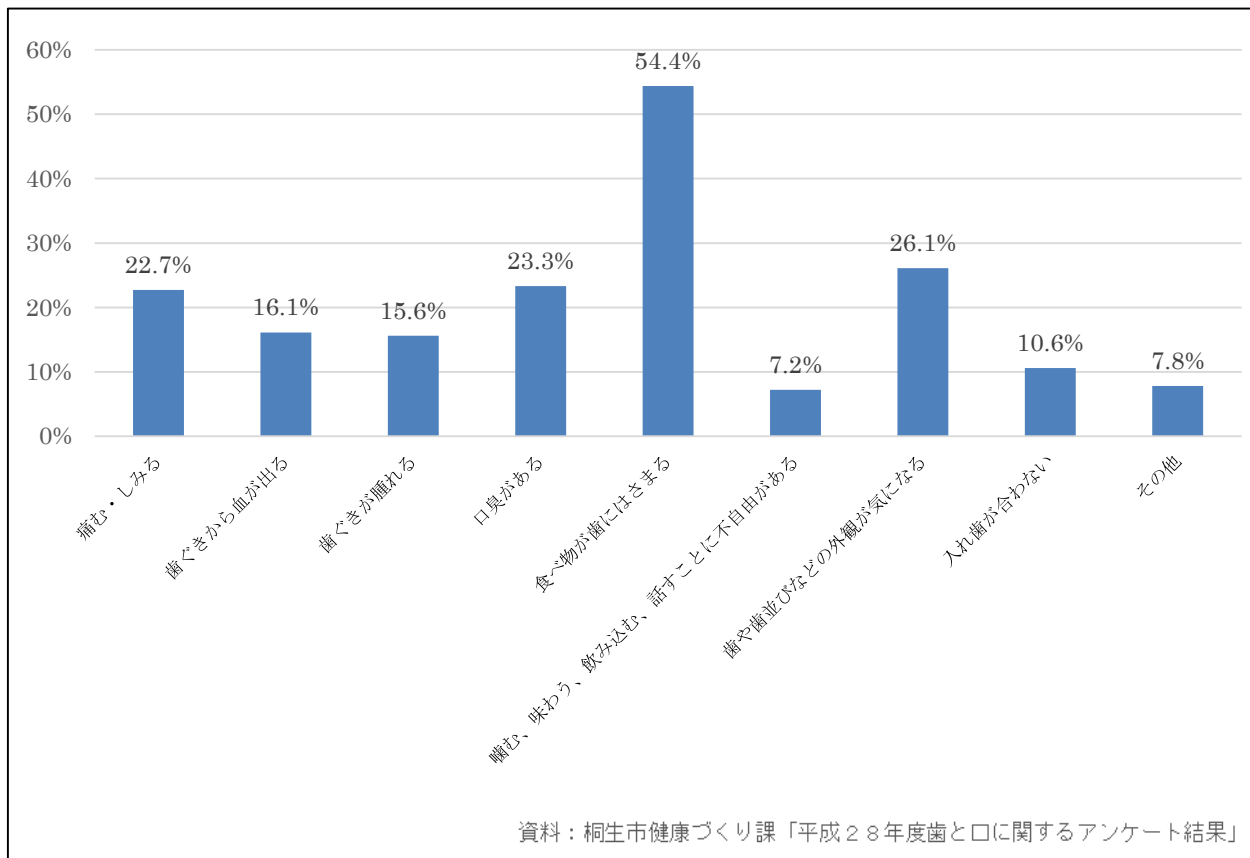


図 歯周病検診受診率

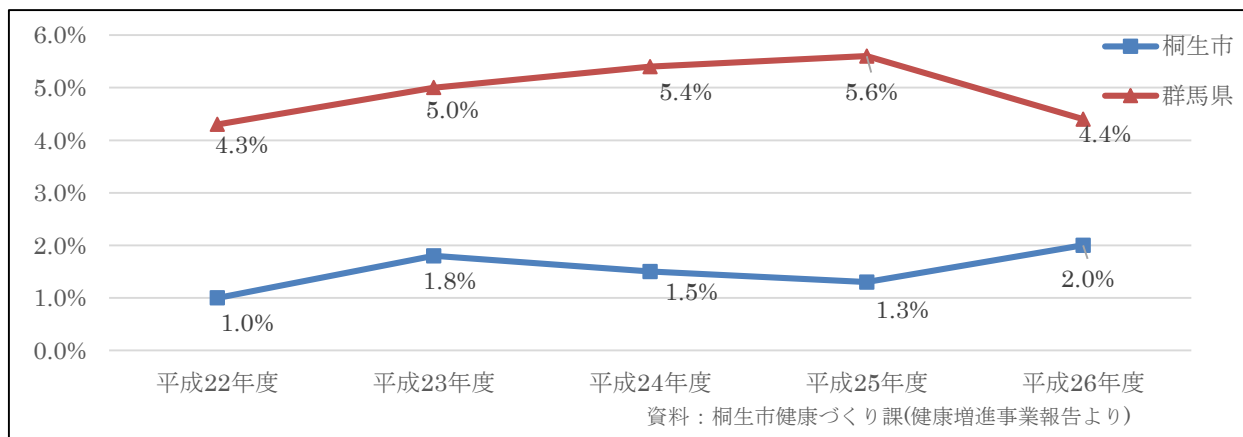


図 歯みがき実施状況(歯みがきの回数)

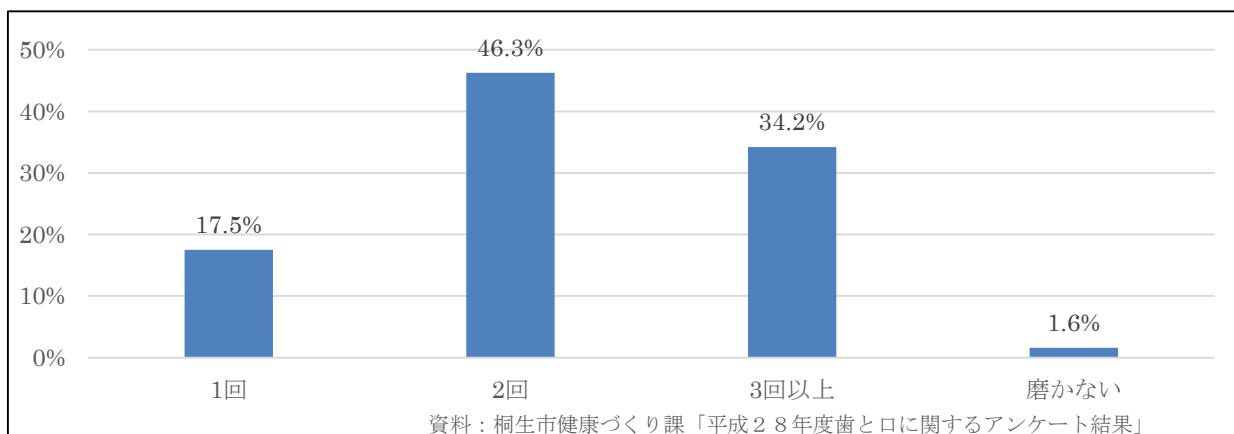


図 歯みがき実施状況（歯みがきのタイミング）

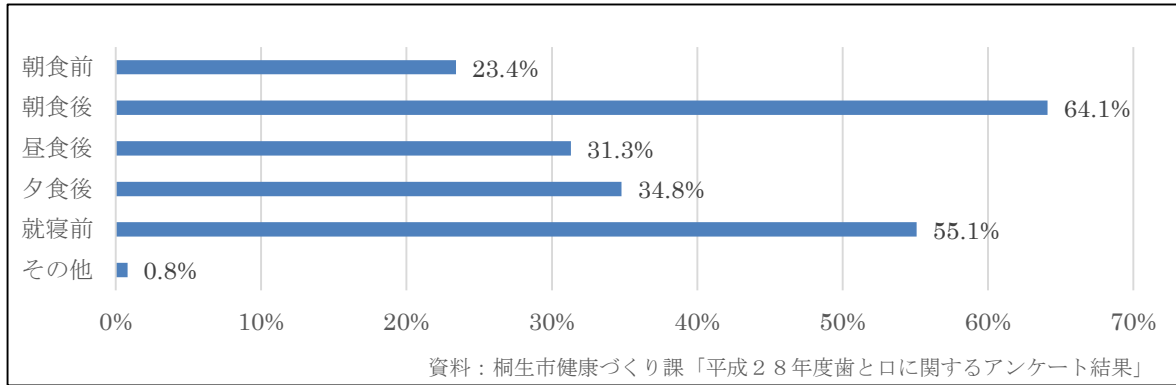


図 桐生市国民健康保険のう歯受診率

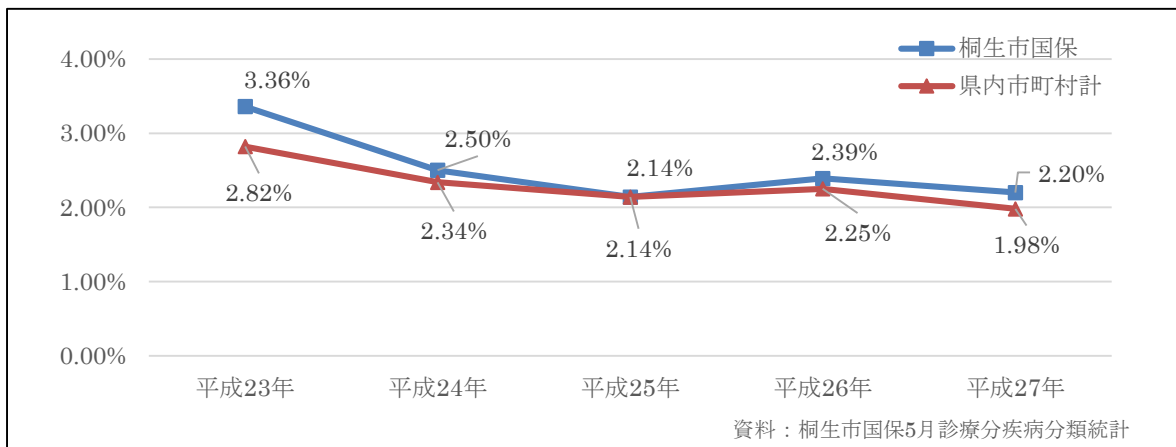


図 桐生市国民健康保険の歯肉炎及び歯周疾患受診率

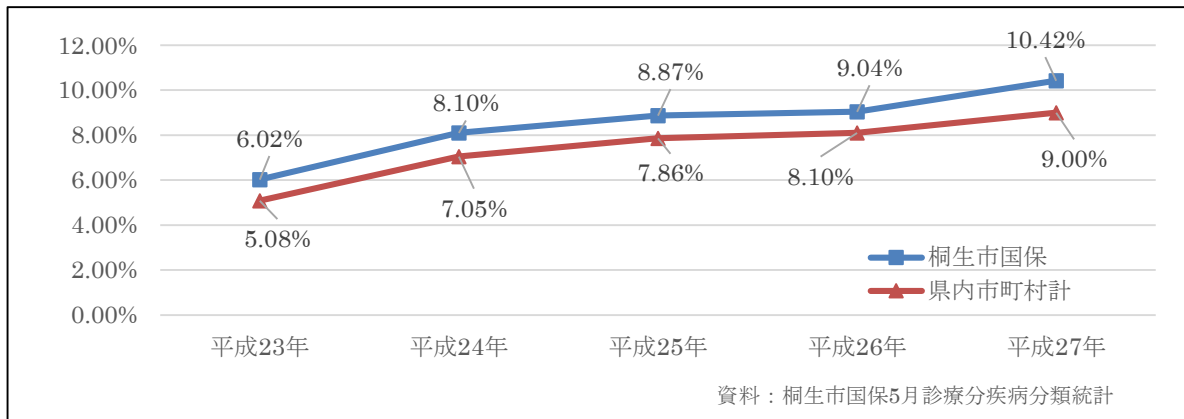
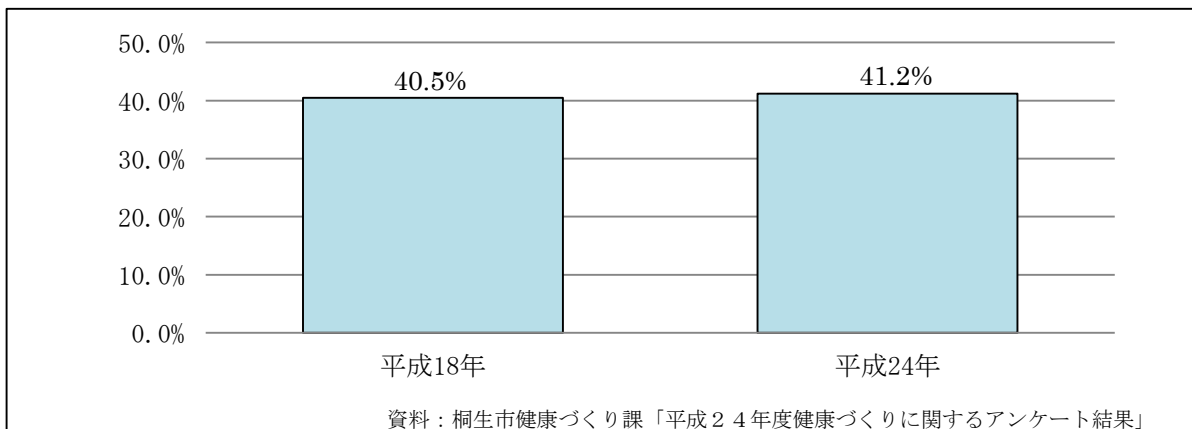


図 60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合



目指す姿（目標）

健全な歯とお口の状態を維持・管理をします

指標と目標値

目標指標	現状	目標 34年度
歯やお口の状態について満足している人の割合	29.6%	増加
歯ブラシ使用による歯みがき実施率	朝食前 23.4% 朝食後 64.1% 昼食後 31.3% 夕食後 34.8% 就寝前 55.1%	増加
歯周病検診受診率	2.0%	増加
事業所における歯科検診実施率	3.5% (H24)	増加
過去1年間に歯科検診を受けた人の割合	53.3%	増加
60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合	41.2% (H24)	48.0%
喫煙が歯周病に及ぼす影響を知っている人の割合	47.9%	75.0% (群馬県目標値)
糖尿病が歯周病に及ぼす影響を知っている人の割合	40.5%	75.0%

取組

【市民のみなさんが取り組むこと】

- ① 日頃から規則正しい食生活や正しい歯みがき習慣など、歯とお口の健康づくりに取り組みます。
- ② かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診や歯科保健指導、歯石除去などを受けるように心がけます。

- ③ 定期的に健康診査など（特定健康診査や事業所の定期健康診断）を受け、生活習慣病の予防を心がけます。
- ④ 禁煙に取り組みます。

【市が取り組むこと】

- ① 生涯を通して歯周病検診を受診できるように努めます。
- ② 歯周病検診事後指導講習会を実施します。
- ③ 健康相談や健康教育、訪問指導で歯みがき指導を行います。
- ④ 歯とお口の健康に関する知識の普及啓発を推進します。
- ⑤ 口腔機能向上の意識付けのため、インターネット利用端末で簡単に口腔機能が測定できる「口から健康アプリ」の周知及び利用促進を行います。
- ⑥ 生活習慣病予防のための健康相談や健康教育を行います。
- ⑦ 禁煙教育を推進し、喫煙が歯とお口に及ぼす影響についての知識の普及啓発を推進します。
- ⑧ 禁煙治療できる医療機関に関する情報提供を行います。
- ⑨ 特定健康診査等を実施します。

【歯科医療等業務従事者が取り組むこと】

- ① 歯とお口の健康づくりに関して市民や関係団体などに専門的立場から助言や指導を行います。
- ② 市や関係機関と協力して歯周病検診を実施します。
- ③ 歯とお口に関する健康教育や健康相談を実施します。
- ④ 「歯と口の健康週間事業」などを通じて、歯とお口の健康に関する知識の普及啓発を推進します。
- ⑤ インターネット利用端末で簡単に口腔機能が測定できる「口から健康アプリ」の利用により、口腔機能向上の意識啓発を行います。
- ⑥ 禁煙治療できる医療機関に関する情報提供を行います。

【保健医療福祉関係者が取り組むこと】

- ① 生活習慣病が歯とお口の健康に及ぼす影響について情報提供します。
- ② 生活習慣病予防に関する支援をします。
- ③ 市と協力して健康診査を実施します。
- ④ 薬による歯とお口の健康に影響する副作用や対処法について情報提供と指導を実施します。
- ⑤ 禁煙治療に努めます。

【関係団体が取り組むこと】

- ① 事業所での歯科検診を推進します。
- ② 事業所の定期健康診断を実施します。
- ③ 市民が特定健康診査などの健康診査を受診できるように協力します。
- ④ 生活習慣病予防に関する事業に協力します。
- ⑤ 市や関係団体間で連携して、歯とお口の健康づくりの正しい知識の普及啓発に協力します。
- ⑥ 禁煙対策に取り組みます。

(5) 高齢期（65歳～）

現状と課題

加齢や疾患などにより、唾液の減少、嚙んで飲み込む力の低下、う歯や歯周病による歯の喪失など歯とお口の機能が低下してくる時期です。生活環境などにより歯やお口の状態に個人差が広がる時期でもあります。生活機能の自立度により口腔機能が左右されるため、個々の状態に合わせた対応が必要です。

この年代における地域の歯の健康状態の指標のひとつである80歳で20本以上自分の歯を有する人の割合は平成24年度の調査では増加傾向にありますが、お茶や汁物等でむせることがある人は、60歳以上になると24.4%で、4人に1人は飲み込む力に問題があることがわかります。飲み込む力の低下は、虚弱高齢者や要介護高齢者では低栄養状態や誤嚥性肺炎の要因となり、全身機能の悪化につながるなど、高齢者の健康や生活の質に大きな影響を与えるため、嚙む、味わう、飲み込む、話すなどのお口の機能を維持していく必要があります。

図 80歳で20本以上自分の歯を有する人の割合

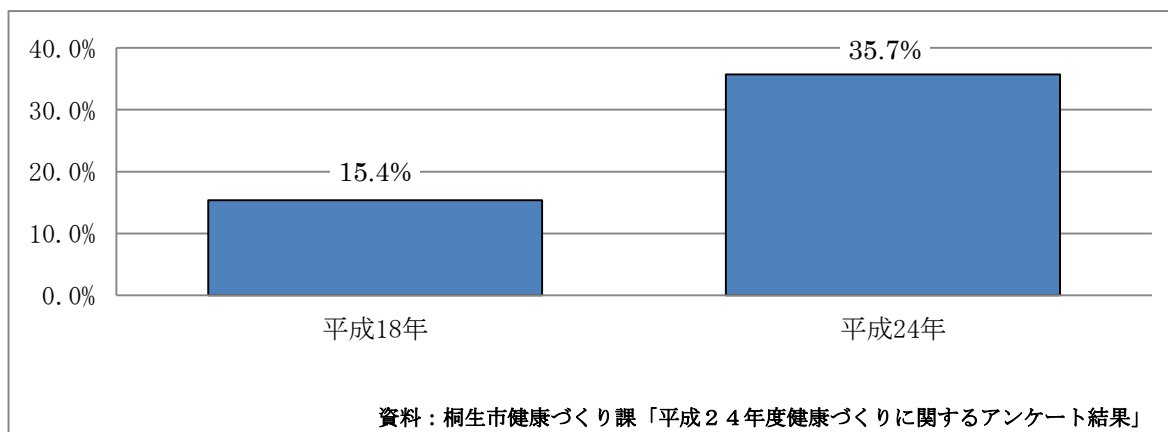
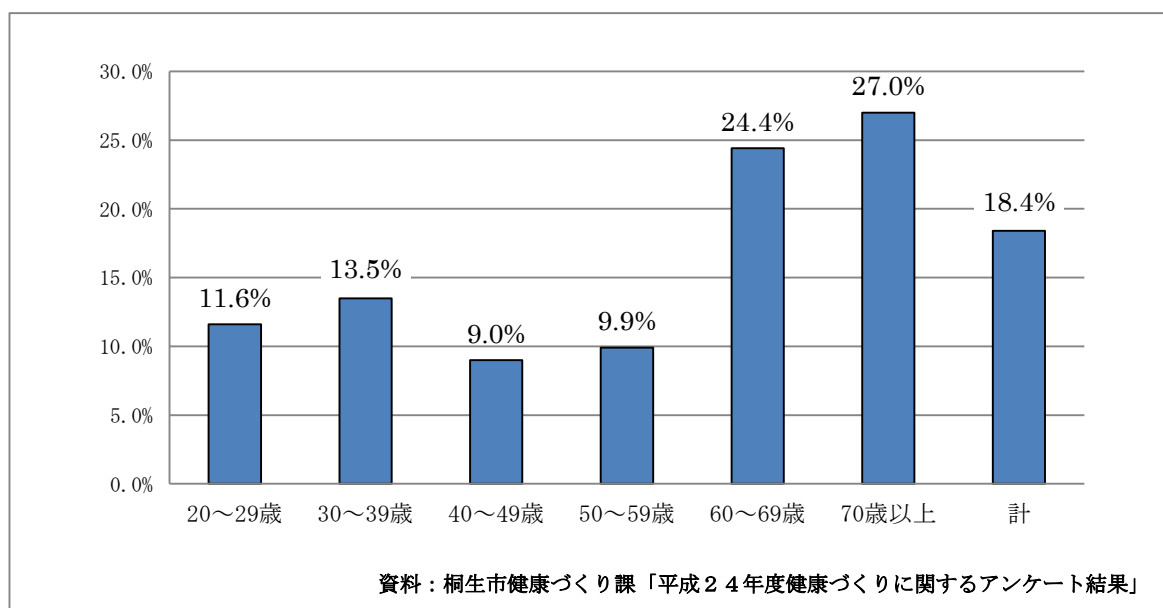


図 お茶や汁物等でむせることがある人の割合



目指す姿（目標）

80歳で20本の歯を保ち、噛む・味わう・飲み込む・話す機能を維持・向上させます

指標と目標値

目標指標	現状	目標 34年度
60歳代でお茶や汁物等でむせることがある人の割合	24.4% (H24)	22.0%
70歳代でお茶や汁物等でむせることがある人の割合	27.0% (H24)	24.0%
80歳で20本以上自分の歯を有する人の割合	35.7% (H24)	55.0% (群馬県目標値)
後期高齢者医療歯科健康診査を受診する人の割合	未把握 (H28 新規事業)	把握・増加
失った歯を放置せず、入れ歯などによりかむ機能を維持している人の割合	未把握	把握・増加
「口から健康プログラム」の参加者数	40人	増加

取組

【市民のみなさんが取り組むこと】

- ① 良く噛んで食べるように心がけます。
- ② 規則正しいバランスの良い食習慣を心がけます。
- ③ 話すことやお口の体操など、お口をよく動かすことを心がけます。
- ④ 正しい歯みがき習慣など、歯とお口の健康づくりに取り組みます。
- ⑤ かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診や歯科保健指導、歯石除去などを受けるように心がけます。
- ⑥ 運動習慣により、筋力の維持向上を心がけます。

【市が取り組むこと】

- ① 介護予防教室で、口腔ケアの重要性に関する講義と実技を行います。
- ② 一般介護予防事業「口から健康プログラム」を実施します。
- ③ 後期高齢者医療広域連合が実施する歯科検診の受診勧奨に協力します。
- ④ 健康相談や健康教育、訪問指導で歯みがき指導を行います。
- ⑤ 歯とお口の健康に関する知識の普及啓発を推進します。

- ⑥ 口腔機能向上の意識付けのため、インターネット利用端末で簡単に口腔機能が測定できる「口から健康アプリ」の周知及び利用促進を行います。

【歯科医療等業務従事者が取り組むこと】

- ① 歯とお口の健康づくりに関して市民や関係団体などに専門的立場から助言や指導を行います。
- ② 市や関係機関と協力して歯周病検診を実施します。
- ③ 歯とお口に関する健康教育や健康相談を実施します。
- ④ 「歯と口の健康週間事業」などを通じて、歯とお口の健康に関する知識の普及啓発を推進します。
- ⑤ インターネット利用端末で簡単に口腔機能が測定できる「口から健康アプリ」の利用により、口腔機能向上の意識啓発を行います。
- ⑥ 一般介護予防事業の「口から健康プログラム」において、口腔機能改善の指導を行います。

【保健医療福祉関係者が取り組むこと】

- ① 生活習慣病予防に関する支援をします。
- ② 低栄養が歯とお口の健康に及ぼす影響について情報提供します。
- ③ 誤嚥性肺炎予防のための歯とお口の健康管理の重要性について情報提供します。
- ④ 薬による歯とお口の健康に影響する副作用や対処法について情報提供と指導を実施します。

【関係団体が取り組むこと】

- ① 市民が歯科検診を受診できるように協力します。
- ② 市民が特定健康診査などの健康診査を受診できるように協力します。
- ③ 生活習慣病予防に関する事業に協力します。
- ④ 関係団体間で連携して、歯とお口の健康づくりの正しい知識の普及啓発に協力します。

2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

(1) 障害児（者）

現状と課題

障害の種類と程度が歯科検診や歯科受診に大きな影響を及ぼします。姿勢の維持が困難であったりやコミュニケーションのとりにくさなどにより治療や口腔内清掃が困難になる場合があります。また、薬の副作用や日頃の歯みがきなどによる歯科口腔疾患の予防の難しさから、う歯や歯周病を発症又は重症化しやすい傾向にあります。

飲み込む力が低下している場合もあり、低栄養や誤嚥性肺炎の要因となり、さらなる全身機能の低下につながるなど、健康や生活の質に大きな影響を与えるため、家族や施設職員など周囲の協力をえて、お口の清潔と機能を維持していくことが必要です。

目指す姿（目標）

定期的に歯科受診できる歯科医療を推進します

指標と目標値

目標指標	現状	目標 34年度
障害児（者）入所施設や通所施設等で定期的な歯科検診や歯科保健指導を実施している割合	66.7%	増加
障害児（者）入所施設や通所施設等で口腔ケアを実施している割合	83.3%	増加
訪問歯科診療を認知している人の割合	未把握	把握・増加

取組

【市民のみなさんが取り組むこと】

- ① 日頃から正しい歯みがき習慣など歯とお口の健康づくりに取り組みます。
- ② かかりつけ歯科医をもち、定期的な歯科検診や歯科保健指導、予防処置を受けるように心がけます。
- ③ フッ化物を応用し、う歯予防を心がけます。
- ④ 規則正しいバランスの良い食習慣を心がけます。
- ⑤ 誤嚥性肺炎を予防します。

【市が取り組むこと】

- ① 口腔ケアの必要性和誤嚥性肺炎の予防について普及啓発します。
- ② 訪問歯科診療の周知や情報提供を行います。
- ③ 専門的口腔ケアに関する人材育成に協力します。

【歯科医療等業務従事者が取り組むこと】

- ① 歯科医療機関を受診しやすい環境をつくります。
- ② 訪問歯科診療の実施に努めます。
- ③ 桐生厚生総合病院口腔外科において、桐生市歯科医師会と連携し障害児（者）の歯科治療を実施します。
- ④ 家族や施設職員の歯科口腔保健や摂食嚥下指導に関する知識や技術の向上に協力します。

【保健医療福祉関係者が取り組むこと】

- ① 歯とお口の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、必要に応じ、歯科医療機関の受診を勧めるように努めます。
- ② 薬による歯とお口の健康に影響する副作用などについて情報提供や指導を実施します。
- ③ 摂食嚥下機能にあった食形態や栄養管理について指導を実施します。

【障害児（者）関係施設等が取り組むこと】

- ① 通所利用者や施設入所者に対する定期的な歯科検診や口腔清掃に取り組みます。
- ② 家族に対する歯科口腔保健に関する支援を行います。
- ③ 歯科口腔保健や摂食嚥下指導に関する研修の受講など、知識や技術の向上に努めます。

(2) 要介護高齢者

現状と課題

要介護状態にある高齢者では、加齢や疾患、認知機能の低下などが進行することで口腔機能が低下します。そのことにより低栄養状態や誤嚥性肺炎のリスクが高まり、要介護状態を重症化させる可能性が高まります。要介護高齢者が生活の質を維持向上させるためには口腔機能の低下を予防していくことが求められます。

目指す姿（目標）

定期的な歯科検診と適切な歯科医療を推進し、口腔機能を維持・向上させます

指標と目標値

目標指標	現状	目標 34年度
介護老人福祉施設・介護老人保健施設で定期的な歯科検診や歯科保健指導を実施している割合	34.8%	増加

目標指標	現状	目標 34年度
介護老人福祉施設・介護老人保健施設で口腔ケアを実施している割合	82.6%	増加
訪問歯科診療を認知している人の割合	未把握	把握・増加

取組

【市民（介護者等）のみなさんが取り組むこと】

- ① 日頃から、口腔清掃や義歯の手入れ、お口の体操を行うなど、歯とお口の健康づくりに心がけます。
- ② かかりつけ歯科医をもち、必要な口腔清掃方法の指導や歯科治療を受けるように心がけます。

【市が取り組むこと】

- ① 介護予防教室において栄養改善プログラムや口腔機能向上プログラムを実施します。
- ② 訪問口腔歯科指導の実施に努めます。
- ③ 関係機関と連携し、在宅でも必要な歯科治療や居宅療養管理指導を受けられるように努めます。

【歯科医療等業務従事者が取り組むこと】

- ① 要介護高齢者に対するかかりつけ歯科医を育成し、訪問歯科診療などの実施に努めます。
- ② 歯とお口の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、治療が必要な場合は歯科医療機関の受診を勧めるように努めます。
- ③ 訪問口腔保健指導や介護予防事業における口腔機能向上サービスの技術の習得に努めます。
- ④ 誤嚥性肺炎を予防し、安全で適切な食生活を送るための知識の普及啓発に努めます。

【保健医療福祉関係者が取り組むこと】

- ① 歯とお口の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、必要に応じ歯科医療機関の受診を勧めるように努めます。
- ② 薬による歯とお口に関する副作用などについて情報提供や指導を実施します。
- ③ 摂食嚥下機能にあった食形態や栄養管理についての指導を実施します。

【介護職員、介護施設が取り組むこと】

- ① 通所利用者や施設入所者に対する定期的な歯科検診や口腔清掃に取り組みます。
- ② 家族に対する歯科口腔保健に関する支援を行います。
- ③ 歯科口腔保健や摂食嚥下指導に関する研修の受講など、知識や技術の向上に努めます。

3 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

(1) 人材の確保と育成

現状と課題

歯科口腔保健対策を総合的に推進するためには、保健・医療・福祉、労働衛生、教育などの関係機関が連携し、推進体制を整備していくことが求められます。

歯科口腔保健の専門職種においては、効果的な歯科口腔保健を推進していくための情報収集や調査研究を行うとともに、歯科口腔保健に従事する人材の資質向上のための研修や情報の提供体制の整備によって、総合的に歯科口腔保健に関する施策に取り組んでいく必要があります。

また、歯とお口の健康づくりの啓発を行うため、住民主体の歯科口腔保健に関する取組を推進するためのボランティアの養成も重要です。

目指す姿（目標）

総合的かつ計画的な歯科口腔保健の推進体制をつくります

取組

【市が取り組むこと】

- ① 桐生市健康づくり推進協議会や桐生市歯科口腔保健委員会を開催し、歯科口腔保健の施策に関する検討を行います。
- ② 桐生市の健康に関する統計情報を発信します。
- ③ 研修会に参加するなど市関係職員の知識や技術の向上に努め、人材育成を推進します。
- ④ 知識や技術の向上のための事業（研修会など）に協力します。
- ⑤ 健康増進に関する各ボランティア団体が歯科口腔保健の向上に関する取組を推進できるように支援します。

【歯科医療等業務従事者が取り組むこと】

- ① 専門的立場から研修会など、知識や技術の向上のための事業を実施、協力をします。

【その他関係機関が取り組むこと】

- ① 歯科口腔保健の研修会の開催や人材育成などに協力します。

(2) 医療連携による歯科口腔疾患対策

現状と課題

糖尿病は歯周病の悪化の要因となり、糖尿病患者の歯周病の治療や口腔ケアを行ううえで、歯科医師と医師が連携は必要です。また、周術期（がんなどの手術の前後）の口腔機能の管理や、がん治療の副作用や合併症の予防、軽減など、さまざまな治療において相互に連携体制をとり、患者の療養生活の質の向上に取り組むことが求められています。

目指す姿（目標）

総合的な歯科口腔疾患対策の推進体制をつくります

指標と目標値

目標指標	現状	目標 34年度
周術期の口腔機能管理を行う歯科医療機関数	61か所	増加

取組

【市民のみなさんが取り組むこと】

- ① 糖尿病や喫煙が歯周病の重症化に影響することの理解を深めます。
- ② かかりつけ歯科医とかかりつけ医をもちます。

【市が取り組むこと】

- ① 歯周病が糖尿病などの疾患に及ぼす影響について、知識の普及啓発に努め、歯科医療機関の受診の必要性について周知します。
- ② 喫煙が糖尿病などの疾患に及ぼす影響について、知識の普及啓発に努め、喫煙者に対しては歯科医療機関の受診の必要性について周知します。
- ③ 歯科医療機関と関係機関の連携に努めます。

【歯科医療等業務従事者が取り組むこと】

- ① 関係機関との連携に努めます。
- ② 医療情報を共有し、関連疾患の予防に努めます。

【保健医療福祉関係者が取り組むこと】

- ① 糖尿病患者の歯周病予防及び重症化の予防のため、歯科医療機関の受診を勧めるように努めます。
- ② がん患者などが術後の合併症予防や口腔衛生管理できるように、かかりつけ歯科医と連携に努めます。

第3章 計画の推進と進行管理及び評価

1 計画の推進体制

計画の推進には、健康づくりの主体となる個人をはじめ、保健・医療・福祉の各団体や事業所、行政機関などが健康目標を共有し、一体となって取り組むことが必要です。

(1) 桐生市健康づくり推進協議会

市民の生涯を通じた健康の実現を目指すため、健康づくり事業を協議検討することを目的とした「桐生市健康づくり推進協議会」を設置しています。桐生市健康増進計画「元気織りなす桐生21（第2次）」の一部に当計画が位置づけられていることから推進に関する事項について協議検討を行います。

(2) 桐生市歯科口腔保健委員会

「桐生市歯科口腔保健推進計画」を総合的かつ計画的に推進するために設置した「桐生市歯科口腔保健委員会」で計画の進捗状況や健康課題について共有し、協議しながら計画を推進します。

(3) 関係機関・団体との連携

市民一人ひとりの健康づくりを支えていくためには、関係機関や地域の各団体の支援や協力が必要です。関係機関との連携を充実していくとともに、事業の実施を通じ、それぞれの団体と協力体制を図ります。

2 計画の評価

当計画については、桐生市健康増進計画「元気織りなす桐生21」にあわせ中間評価を行い、必要に応じて、達成すべき目標項目または目標値の設定、目標を達成するために取り組むべき施策等の見直しを行います。また、平成34年度には最終評価をまとめ、その結果を次期計画の検討に活用します。

參考資料

○桐生市歯科口腔保健の推進に関する条例

(平成 27 年 9 月 25 日桐生市条例第 34 号)

歯と口腔の健康は、全身の健康状態の保持及び向上に関連し、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしている。

このため、市民が生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、市民一人ひとりが、歯科疾患の予防の重要性に対する理解を深め、自ら責任を持って取り組むとともに、市及び関係者がそれぞれの責務及び役割を果たしながら市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を展開していくことが重要である。

こうした認識の下、市全体で歯と口腔機能の保持及び増進の取組を行うことで、市民の歯と口腔に関する健康格差をなくし、市民が生涯にわたり健康で明るく暮らせるまちづくりを推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成 23 年法律第 95 号)第 2 条の規定及び群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例(平成 25 年群馬県条例第 17 号)に基づき、市が推進する歯科口腔保健に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び歯科口腔保健の推進に係る保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育保育等に関わる者の役割を明らかにするとともに、歯科口腔保健を推進するための施策の基本的な事項等を定めることにより、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (2) 保健医療福祉関係者 保健、医療又は社会福祉に係る業務に従事する者であつて、歯科口腔保健に関する活動、指導、助言又は医療行為を行うもの(歯科医療等業務従事者及び教育保育関係者を除く。)をいう。
- (3) 教育保育関係者 学校、幼稚園、保育所その他これに類する施設において、生徒、児童、乳幼児等の歯科口腔保健に関する指導を行う者をいう。
- (4) 事業者 労働者を雇用して市内で事業を行う者をいう。

(基本理念)

第 3 条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 市民の生涯にわたる歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。)を実施し、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 胎生期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育保育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び群馬県と連携を図り、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、継続的かつ効果的に実施する責務を有する。

- 2 市は、歯科口腔保健に関する施策を実施するに当たっては、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育保育その他の関係機関が行う施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をしなければならない。
- 3 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する正しい知識及び理解を深めるとともに、生涯にわたって自ら歯科疾患の予防に向けて取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、定期的に歯科検診を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健の向上に努めるものとする。
- 3 市民は、市の実施する歯科口腔保健に関する施策等に積極的に参加することにより自らの歯科口腔保健の向上に取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者の役割)

第6条 歯科医療等業務従事者は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に資するよう、保健医療福祉関係者及び教育保育関係者と緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市が講じる歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 歯科医療等業務従事者は、市民が自ら行う歯科口腔保健に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者及び教育保育関係者の役割)

第7条 保健医療福祉関係者及び教育保育関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯科口腔保健の推進に努めるとともに、その推進に当たっては歯科口腔保健の業務に携わる者と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員が歯科検診及び必要に応じて歯科保健指導を受けることを勧奨し、歯科口腔保健に関する取組の支援に努めるものとする。

(基本的な施策)

第9条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識の習得及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発のために必要な施策

- (2) 市民が生涯にわたって定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることを促進するために必要な施策
- (3) 歯科口腔保健の推進に関する施策の実施体制の確保及び歯科医療業務、保健等業務を行う関係機関等に従事する者の連携体制の構築に関する施策
- (4) 乳幼児期、学齢期、妊娠期、周産期、成人期及び高齢期のそれぞれの特性に応じた歯科疾患の予防及び早期発見その他歯科口腔保健の推進のために必要な施策
- (5) 幼児、児童及び生徒のう蝕、歯周病及び外傷による歯の喪失を予防するため、学校等における歯みがき、フッ化物洗口の普及その他の科学的根拠に基づいた効果的な取組に関し必要な措置を講じる施策
- (6) 8020 運動(80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とうとする運動をいう。)や歯と口の健康週間等を活用した生涯にわたる歯科口腔保健についての関心と理解を深めるために必要な施策
- (7) 障がい者及び介護を必要とする高齢者その他の者が、適切かつ効果的に、歯科医療その他口腔保健に関するサービスの提供を受けるために必要な施策
- (8) う蝕予防のためのフッ化物の応用を含めた総合的な歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策
- (9) 歯科口腔保健の観点から糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策及び喫煙に伴う歯科口腔の健康被害の対策を図るために必要な施策
- (10) がん等の周術期における歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策
- (11) 歯科口腔保健の推進の効果的な実施に関する情報の収集及び調査研究の推進を図るために必要な施策
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進を効果的に実施するために必要な施策

(基本計画)

第 10 条 市長は、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 2 項に基づく市の健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する市の計画と整合性を図らなければならない。
- 3 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 歯科口腔保健の推進に関する基本的な方針
 - (2) 歯科口腔保健の推進に関する目標
 - (3) 歯科口腔保健の推進に関し、市が総合的かつ計画的に講じるべき施策
- 4 市長は、基本計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、市民の意見を反映するよう努めるとともに、別に定める歯科口腔保健委員会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。

6 市長は、歯科保健医療をめぐる情勢の変化を勘案し、歯科口腔保健の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

○桐生市歯科口腔保健委員会設置要綱

(平成 27 年 10 月 1 日施行)

(目的)

第 1 条 桐生市歯科口腔保健の推進に関する条例(平成 27 年桐生市条例第 34 号)に基づき、歯科口腔保健の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、桐生市歯科口腔保健委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本計画の立案に関すること。
- (2) 基本計画の評価及び進行管理に関すること。
- (3) その他歯科口腔保健の推進に関し委員会が必要と認める事項

(委員の構成)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 歯科医療等業務従事者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 教育保育関係者
- (5) 事業者
- (6) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要綱により最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

桐生市歯科口腔保健委員会 委員名簿

		氏名	所属
1	学識経験を有するもの	渡邊 直行	桐生保健福祉事務所 医監(保健所長)
2	歯科医療等業務従事者	◎須永 實	一般社団法人 桐生市歯科医師会
3		星野 浩之	一般社団法人 桐生市歯科医師会
4		原 貴美子	特定非営利活動法人 群馬県歯科衛生士会
5	保健医療福祉関係者	○ 鈴木 康郎	一般社団法人 桐生市医師会
6		中村 淳一	一般社団法人 桐生薬剤師会
7		諸井 直彦	桐生圏域ブロック 老人福祉施設協議会
8		福島 友枝	社会福祉法人 希望の家
9		荒井 一美	桐生栄養士会(～H28.3.31)
		齊藤 照子	〃 (H28.4.1～)
10	教育保育関係者	荒井 佳代	桐生市立幼稚園長会
11		金井 かな子	桐生私立保育園連盟
12		小山 慎	桐生市立小学校校長会
13	事業者	津久井 真澄	桐生商工会議所 常議員
14	公募による市民	塩崎 泰雄	公募による委員

◎：委員長 ○：副委員長

男性9名、女性5名

「桐生市歯科口腔保健推進計画」作成経過

【平成27年度】

年月日	内 容
平成28年2月4日	第1回歯科口腔保健委員会開催 ・ 歯科口腔保健推進計画策定スケジュールについて ・ アンケートの実施について
平成28年2月10日	第2回健康づくり推進協議会開催 ・ 歯科口腔保健推進計画について

【平成28年度】

年月日	内 容
平成28年5月2日 ～24日	歯と口に関するアンケートの実施 ・ 20～84歳の桐生市民 700人
平成28年7月12日	第1回歯科口腔保健委員会 ・ 歯と口に関するアンケート結果について ・ 桐生市歯科口腔保健推進計画（骨子）について
平成28年7月27日	第1回健康づくり推進協議会 ・ 桐生市歯科口腔保健推進計画（骨子）について
平成28年10月20日	第2回歯科口腔保健委員会 ・ 計画の素案について検討
平成28年11月7日	第3回歯科口腔保健委員会 ・ 計画の素案について検討
平成28年11月9日	フッ化物洗口に関する検討会 ・ 桐生市歯科口腔保健におけるフッ化物洗口の実施の方向性について検討 (歯科医師会、小学校長会、中学校長会、幼稚園長会、学校教育課、健康づくり課)
平成28年11月14日	第2回健康づくり推進協議会 ・ 計画素案の修正、決定
平成28年12月20日 ～平成29年1月19日	「桐生市歯科口腔保健推進計画（案）」における意見提出手続の実施
平成29年2月9日	第4回歯科口腔保健委員会 ・ 意見公募結果について ・ 計画決定
平成29年3月21日	第3回健康づくり推進協議会 ・ 計画決定報告 ・ 議会報告
平成29年4月1日	公 表 ・ ホームページ ・ 概要版配布